

○日出町議会における災害発生時の対応要綱

日出町議会における災害発生時の対応要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日出町議会基本条例（平成27年日出町条例第49号）第7条第3項の規定に基づき、日出町において地震等の災害が発生したときに、日出町議会が日出町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 日出町議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により町対策本部が設置された場合、これと協力・連携するため、日出町議会内に日出町議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

2 議長は、支援本部を設置したときは、議会事務局長を経由して、町対策本部に通知するものとする。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって別図に示す組織を構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、議会運営委員会並びに総務産業常任委員会及び福祉文教常任委員会の委員長をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。

5 本部長及び副本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、議会運営委員会委員長が本部長の職務を代理するものとし、さらに代理者に事故があるとき、又は欠けたときは、総務産業常任委員会委員長、福祉文教常任委員会委員長の順で本部長の職務を代理する。

6 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け支援本部の事務に従事する。

(支援本部の任務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否等の確認を行うこと。

(2) 町対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。

- (3) 災害情報を収集・整理し、町対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所の調査を行うこと。
- (5) 町対策本部に対し、要望及び提言を行うこと。
- (6) 国・県その他関係団体への要請を行うこと。
- (7) 他の地方公共団体の議会等からの支援物資・義援金等の受入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項に関すること。

(災害発生時の参集)

第5条 本部長は、支援本部を設置したときは、副本部長と協議のうえ必要に応じて、本部員に参集するよう指示する。

2 本部員は、日出町議会議事堂（以下「議事堂」という。）に参集するものとする。ただし、議事堂が被害を受け、支援本部の事務を行うことができない場合にあっては、本部長が別に参集場所を定める。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 支援本部から情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地、避難所等での情報収集を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談、助言等を行うこと。
- (6) 本部長からの参集、出席、調査、派遣等の要請に応じること。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、町対策本部での情報収集に努めるとともに、支援本部に情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、町対策本部の業務に支障をきたさない範囲において支援本部の事務を補佐する。

(本部の解散)

第8条 本部長は、支援本部に諮り、支援本部を解散する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附則（令和元年9月25日議会告示第1号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別図（第3条関係）

〈組織図〉

